

平成27年11月27日

生徒のみなさんへ

## 防寒着について

- ・ 学校指定の防寒着（ウィンドブレイカー）は、学校への登下校、行事等で認めた場合、部活動で校外へ出るときに使用する。
- ・ 登下校時に学校指定の防寒着以外は私服とみなす。  
(私服での登下校は認められません)
- ・ 学校指定の防寒着は、室内では着用しない。  
(登校時、教室に入る前に脱ぎ、下校時まで着ないものとする)
- ・ 登下校時の手袋、マフラー、ネックウォーマーは校内に入るまでとする。  
耳あて、ニット帽は不可。  
校内においては、着用しない。  
使用可能期間は12月～3月とする。
- ・ 標準服の下に着る防寒着は、セーター・トレーナー・カーディガン・ベストとし、色は黒・紺・白・灰・茶・ベージュとする。  
襟から出るフード付きの服やジップアップ、タートルなどはダメである。
- ・ 女子は冬期（12月～3月）にストッキング及びタイツを着用してもよい。  
色はベージュ・黒とする。
- ・ 部活動は、平素体操服で行うが、顧問の指導の元、ユニホーム等を作り活動することができる。  
室外で行うスポーツにおいて、必要な防寒着はユニホームの延長とみなす。